

## 持続化給付金（国制度）

- ・ 対象者：ひと月の売上が前年同月比で50%以上減少した中堅・中小企業や個人事業者等  
※医療法人、農業法人、NPO法人、社会福祉法人などについても幅広く対象  
フリーランスや創業者にも対象を拡大
- ・ 支給額：「中小企業等」最大200万円、「個人事業者」最大100万円
- ・ 対象月：令和2年1月～12月
- ・ 申請期間：令和3年1月15日まで
- ・ 申請方法：Web上での申請

### 【相談ダイヤル】

持続化給付金事業コールセンター（日曜～金曜 8:30～19:00）

<8/31以前に申請の方> 0120-115-570、03-6831-0613

<9/1以降> 0120-279-292、03-6832-6631

- ・ 申請サポート会場：持続化給付金については、Web上での申請を行うことが困難な方のために、  
「申請サポート会場」を開設  
【会場一覧（10月1日現在）】
  - ・ 和歌山会場（和歌山市寄合町23 アセンブル2F）  
【事前予約の方法】  
申請サポート会場については**事前予約制**  
申請サポート会場 受付専用ダイヤル（オペレーター対応※日曜～金曜 8:30～19:00）  
0120-279-292、03-6832-6631